

令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、本市の令和3年度決算に係る健全化判断比率及び各公営企業等の資金不足比率について、下記のとおり公表します。

全ての指標において早期健全化基準等を下回りました

健全化判断比率

(単位：%)

指 標 名	高崎市の数値	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	11. 25
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	16. 25
実 質 公 債 費 比 率	4. 5	25. 0
将 来 負 担 比 率	33. 6	350. 0

※ 高崎市の数値における実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「—」表示はそれぞれ赤字額がないことを示します。

資金不足比率

(単位：%)

特 別 会 計 の 名 称	高崎市の数値	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	
公 共 下 水 道 事 業 会 計	—	
牛伏ドリームセンター事業特別会計	—	
農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	—	20. 0

※ 高崎市の数値における「—」表示は資金不足が生じていないことを示します。

1 財政健全化法の概要について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した上で、その意見を付け議会に報告し、住民に対し公表することが義務付けられました。

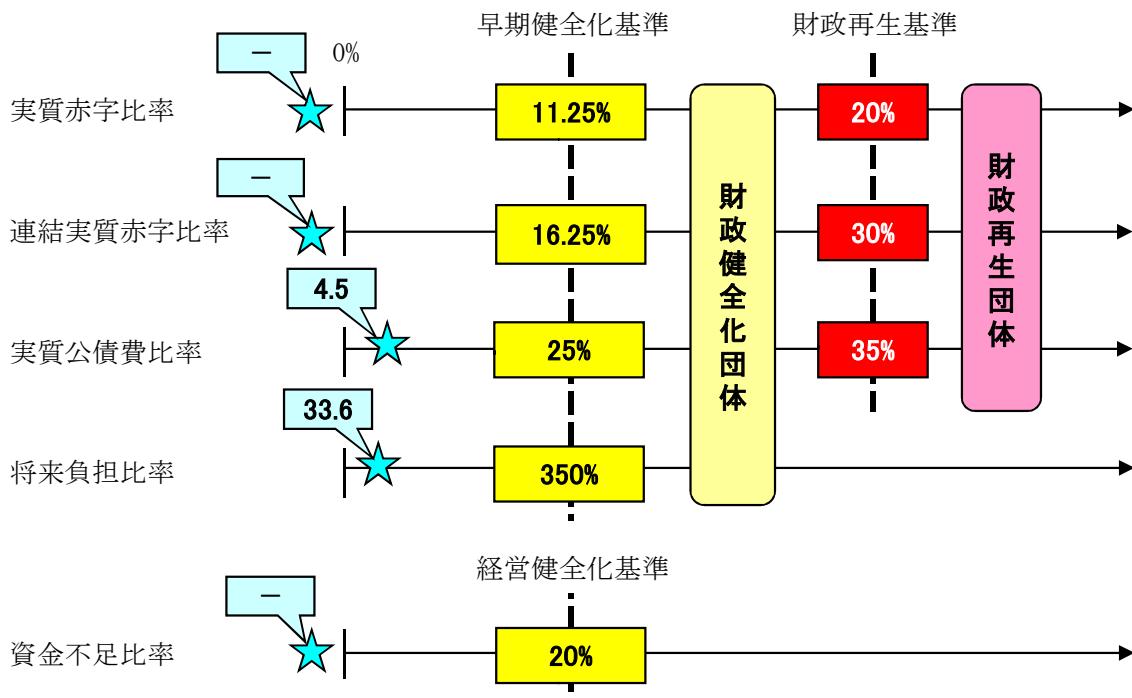
健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、自主的な財政健全化に必要な歳入確保策や歳出削減を盛り込んだ「財政健全化計画」を策定し、その進捗状況を議会に報告し、住民に公表する義務が生じます。（財政健全化団体）

また、財政再生基準以上の場合には、財政健全化団体と同様な「財政再生計画」を策定、報告、公表し、計画に基づく予算編成や総務大臣の同意を得た上で地方債の発行など、国の厳しい関与のもとでの行財政運営が求められます。（財政再生団体）

同様に、各公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合は、「経営健全化計画」を策定し、その進捗状況を議会に報告し、住民に公表した上で、計画的に健全化を図ることとなります。

○ 早期健全化基準・財政再生基準と高崎市の状況

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、全ての指標において早期健全化基準を下回っており、健全な財政運営となっております。



- ※ 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合、並びに資金の不足額が生じていない場合は「-」を表示しております。

2 健全化判断比率及び資金不足比率について

(1) 実質赤字比率

一般会計等の歳入総額から歳出総額を差し引いた実質的な赤字額が、市税等の一般財源（標準財政規模）に対して占める割合で、財政運営の深刻度を示すものです。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※ 標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模

(2) 連結実質赤字比率

全ての会計を対象とした歳入総額から歳出総額を差し引いた実質的な赤字額が、標準財政規模に対して占める割合で、全ての会計の赤字や黒字を合算、指標化して市全体の財政運営の深刻度を示すものです。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(3) 実質公債費比率

全ての会計と一部事務組合を合わせた公債費及び公債費に準じるものが、標準財政規模（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く。）に占める割合の3ヵ年平均の比率で、資金繰りの危険度を示すものです。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模}} - (\text{3ヵ年平均})}{(\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※ 準元利償還金：①～⑤の合計額

- ① 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額
- ② 公営企業債の償還財源に充当したと認められる一般会計等からの繰出金
- ③ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当したと認められる一般会計からの負担金・補助金
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤ 一時借入金の利子

※ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金

基準財政需要額：合理的かつ妥当な水準で行政を行った場合の財政需要を算定したもの

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき地方債残高や債務負担行為に基づく支出予定額などの実質的な負債の残高が、標準財政規模（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く。）に占める割合で、将来財政が逼迫する可能性を示すものです。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※ 将来負担額：①～⑧の合計額

- ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還金に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ④ 組合等の地方債の元金償還に充てる本市からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

(5) 資金不足比率

公営企業の資金不足額が、事業の規模に占める割合で、経営状況の深刻度を示すものです。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※ 資金の不足額

(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※ 事業の規模

(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額